

平成30年1月1日から

犬の散歩ができる公園が増えます

市では、現在、公園に動物を引き連れて入園することを原則禁止しています。しかし、時代の流れとともに社会情勢は大きく変化し、ペットの果たす社会的役割も増えてきていることなどから、若里公園(県営)を含め、現在5カ所の公園で犬の散歩ができます。

平成30年1月1日から、新たに3カ所の公園を犬の散歩ができる公園とします。犬の散歩ができるエリアは、主に公園の通路と駐車場です。芝生広場や子どもが集まる遊具エリアでは、散歩ができません。マナーを守って、みんなで気持ち良く公園を利用しましょう。



新たに犬の散歩ができる公園

- 昭和の森公園(上野二丁目)
- 氷鉦公園(川中島町上氷鉦)
- 篠ノ井中央公園(篠ノ井会)

犬のふんを持ち帰るなどのマナーを守りましょう

全ての公園利用者が気持ち良く利用できるよう、犬の散歩をするときは「ふんを持ち帰る」「リードを外して散歩させない」などのマナーを守りましょう。

※市では、条例により飼い犬のふんの放置を禁止しています。

犬の飼い主のマナーアップへ

市保健所動物愛護センターでは、毎月、愛犬の正しい飼い方しつけ方教室を開催しています。開催日程など、詳しくは本紙25ページか、市ホームページをご覧ください。

また、市インターネット市政放送に飼い主のマナーアップのための動画がありますので、ぜひご覧ください。

マナーアップ 市政放送

で検索



上のコードからもご覧になれます。

◀愛犬の正しい飼い方しつけ方教室

犬の散歩ができる公園



公園内で犬を散歩させるときの注意

犬の散歩ができる各公園には、散歩エリアを示した公園平面図や、犬のふんを持ち帰りなどの利用条件を明記した案内看板を設置しますので、よく確認してください。

閤公園緑地課 ☎224-5054 FAX224-5111 ✉kouen@city.nagano.lg.jp
市保健所動物愛護センター ☎262-1212 FAX226-9981 ✉h-seikatu@city.nagano.lg.jp

市政情報はホームページでもご覧になれます。
<http://www.city.nagano.nagano.jp/>



緊急情報やイベント情報などをツイッターでお知らせしています。
https://twitter.com/nagano_city/

